

令和7年3月3日招集

令和7年第2回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 3 号	琴浦町地域交流センター条例の制定について	3
議案第 4 号	琴浦町職員等の旅費に関する条例の全部改正について	4
議案第 5 号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について	5
議案第 6 号	琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	6
議案第 7 号	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	7
議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8
議案第 9 号	琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	9
議案第 10 号	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について	10
議案第 11 号	琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について	11
議案第 12 号	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12
議案第 13 号	農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例の一部改正について	13
議案第 14 号	琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	14
議案第 15 号	琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	15
議案第 16 号	琴浦町公民館条例の一部改正について	16
議案第 17 号	琴浦町社会体育施設条例の一部改正について	17

議案第 18 号	琴浦町土地開発基金条例の廃止について	18
議案第 19 号	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算(第 10 号)	別冊
議案第 20 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)	別冊
議案第 21 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)	別冊
議案第 22 号	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 23 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 5 号)	別冊
議案第 24 号	令和 7 年度琴浦町一般会計予算	別冊
議案第 25 号	令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 26 号	令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計予算	別冊
議案第 27 号	令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 28 号	令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算	別冊
議案第 29 号	令和 7 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算	別冊
議案第 30 号	令和 7 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算	別冊
議案第 31 号	令和 7 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算	別冊
議案第 32 号	令和 7 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算	別冊
議案第 33 号	令和 7 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算	別冊
議案第 34 号	令和 7 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算	別冊
議案第 35 号	令和 7 年度琴浦町成美財産区特別会計予算	別冊

議案第 36 号	令和 7 年度琴浦町安田財産区特別会計予算	別冊
議案第 37 号	令和 7 年度琴浦町以西財産区特別会計予算	別冊
議案第 38 号	令和 7 年度琴浦町水道事業会計予算	別冊
議案第 39 号	令和 7 年度琴浦町下水道事業会計予算	別冊
議案第 40 号	建設工事委託に関する年度協定の締結について〔令和 7 年度グリーン橋架替工事協定〕	40
議案第 41 号	建設工事請負契約の変更について〔旧浦安地区公民館解体工事〕	41
議案第 42 号	建設工事委託協定の変更について〔令和 6 年度グリーン橋架替工事協定〕	42
議案第 43 号	建設工事委託契約の変更について〔令和 6 年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕	43
議案第 44 号	財産の無償譲渡について	44
議案第 45 号	債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について	45
議案第 46 号	債権の放棄(町営住宅使用料)について	46
議案第 47 号	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について	47
議案第 48 号	町道路線の延長の変更について	48

議案第3号

琴浦町地域交流センター条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町地域交流センター条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町地域交流センター条例

(設置)

第1条 町民の生涯学習及びコミュニティ活動の推進、住民の総合的な地域振興を図る拠点施設として、琴浦町地域交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
琴浦町安田地域交流センター	琴浦町大字笹津 318 番地 1 階

(管理)

第3条 施設の管理は町長が行う。

(事業)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める公民館事業に関すること。
- (2) 住民自治の向上を図り、住民主体による地域づくりを進めていくために必要となる住民活動の支援及び事業の推進に関すること。
- (3) 地域運営組織(琴浦町地域運営組織条例(令和6年琴浦町条例第3号)第2条に規定する地域運営組織をいう。以下同じ。)が取り組む地域づくり事業に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事業に関すること。

(行為の制限等)

第5条 施設においては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上適当でないと認めること。

2 町長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、施設への入場を拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第6条 センターの利用者は、建物、附帯設備及び器具等を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

琴浦町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員等の旅費に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町職員等の旅費に関する条例

琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 内国旅行の旅費(第9条—第22条)
- 第3章 外国旅行の旅費(第23条)
- 第4章 その他(第24条—第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員(非常勤職員(同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその

附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員(規則で定める職員に限る。))がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。))その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。))であつて、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合、その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅

費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した

場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする

もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

- 7 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する

自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 規則で定める旅行における私有自動車等を利用する移動に伴う規則で定める費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、職員の出張の例

に準じて計算した額とする。ただし、出頭し、又は旅行する者の学識経験又は社会的地位その他特別の事情によりこの額により難しい場合には、町長が別に定める額とする。

(旅費支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条及び第13条、第14条、第16条、第17条並びに第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とすることができる。

3 外国旅行の旅費についてその他必要な事項は規則で定める。

第4章 その他

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行者が当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えるこ

ととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 前2項を適用する場合の基準は、規則で定める。

(国等により旅費の支給を受けるとき)

第25条 国又は他の地方公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(旅費の返納)

第26条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の琴浦町職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の琴浦町職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(琴浦町証人等の実費弁償に関する条例の廃止)

第3条 琴浦町証人等の実費弁償に関する条例(平成16年琴浦町条例第45号)は廃止する。

(琴浦町証人等の実費弁償に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第4条 廃止前の琴浦町証人等の実費弁償に関する条例に規定する旅費の支給については、附則第2条の規定の例による。

(その他の経過措置の規則への委任)

第5条 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第5号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の基準)</p> <p>第4条 町長は、町の行政組織に関する法令、条例、規則及び町の機関の定める規定の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2～10 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(給与の基準)</p> <p>第4条 町長は、町の行政組織に関する法令、条例、規則及び町の機関の定める規定の趣旨に従い、及び前条第3項の規定に基づく分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2～10 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に

掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定

(地域手当)

第10条 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

(6) 削除

(7) 削除

3 略

(住居手当)

第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2及び3 略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第10条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 略

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2及び3 略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下この項から第3項まで及び第5項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)及び(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)及び(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通

該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項及び次項において「特別急行列車等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当

勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額 (第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 前項の規定は、新たにこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4 前項の規定は、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員(以下「国家公務員等」という。)であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、そ

の利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 略

7 略

8 略

9 略

(単身赴任手当)

第11条の2 略

2 略

3 新たにこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で

5 略

6 略

7 略

8 略

(単身赴任手当)

第11条の2 略

2 略

3 国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると

生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤

認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範

<p>務1回につき、<u>1万2,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第21条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p>(短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第24条の3 第4条第3項から第10項まで、第9条、<u>第10条</u>及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第9条から<u>第10条の2</u>まで及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間帯等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第21条 管理職手当、<u>扶養手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p>(短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第24条の3 第4条第3項から第10項まで、第9条から<u>第10条の3</u>まで及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第9条から<u>第10条の3</u>まで及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>
---	---

第2条 琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
短時間勤務職員以外	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
の職員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500

7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100

36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500

65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			

94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				

	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2(第3条関係)

行政職の給料表級別標準職務表

等級	職務の内容
1級	主事、保育教諭、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士の職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育教諭、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士の職務
3級	係長、主任、主任保育教諭、主任保育士、主任栄養士、主任保健師、主任社会福祉士の職務
4級	館長、課長補佐、局長補佐、室長補佐、所長補佐、園長補佐、館長補佐、主査の職務
5級	課長、局長、室長、所長、参事、園長の職務
6級	困難な業務を処理する課長、局長、室長、所長、参事の職務

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において琴浦町職員の給与に関する条例(「以下給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職

務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号級については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 第1条改正後給与条例第11条第4項及び第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1

9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40

53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			

97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議案第6号

琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
について

別紙のとおり、琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年琴浦町条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者(第15条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 略</p>

ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(介護時間)

第15条の4 略

(介護時間)

第15条の2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u></p> <p>2 <u>内国旅行(琴浦町職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号。以下「旅費条例」という。)第2条第1号で規定するものをいう。)の旅費については、以下の各号のとおり</u>の取扱いとする。</p> <p>(1) <u>鉄道賃は、一般職の職員の例による。ただし、公務のため特に必要とする場合には、特別車両料金を適用することができる。また、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、公務のため特に必要とする場合には、最上級の運賃の額とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>船賃は、一般職の職員の例による。ただし、公務のため特に必要とする場合には、特別船室料金を適用すること</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料とし、内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、県内旅行の場合における日当は、支給しない。</u></p>

ができる。また、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、公務のため特に必要とする場合には、最上級の運賃の額とすることができる。

(3) 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(4) 航空賃、その他交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費については、一般職の職員の例による。

3 外国旅行(旅費条例第2条第2号で規定するものをいう。)の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)の規定の例による。この場合においては、旅費法に規定する指定職の職務にある者に支給される旅費を基準とする。

3 第1項の規定にかかわらず、島根県松江市及び安来市の地域へ旅行する場合の日当の額は、同項に定める額の2分の1の額とする。

第2条 琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、琴浦町職員等の旅費に関する条例(令和7年琴浦町条例第 号)の経過措置の例による。

議案第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

別紙のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和 22 年
法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 略</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 略</p>

(琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年琴浦町条例第189号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

第2条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の規定の例によることとされる人の資格に関する条例その他の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

議案第9号

琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成16年琴浦町条例第132号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第18条関係)				別表(第18条関係)			
種別	手数料			種別	手数料		
略				略			
可燃ごみ	町指定ごみ袋	指定袋(大)1枚につき	27円	可燃ごみ	町指定ごみ袋	指定袋(大)1枚につき	27円
		指定袋(小)1枚につき	17円			指定袋(小)1枚につき	17円
プラスチック	町指定回収袋	プラスチック専用指定袋(大)1枚につき	16円				
		プラスチック専用指定袋(小)1枚につき	9円				

第2条 琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第18条関係)				別表(第18条関係)			
種別	手数料			種別	手数料		
略				略			
可燃ごみ	町指定ごみ袋	指定袋(大)1枚につき	<u>32円</u>	可燃ごみ	町指定ごみ袋	指定袋(大)1枚につき	<u>27円</u>
		指定袋(小)1枚につき	<u>19円</u>			指定袋(小)1枚につき	<u>17円</u>
略				略			

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年10月1日から施行する。

議案第10号

琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

琴浦町特別医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、特別医療費受給資格証交付申請書に社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類その他の規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。<u>ただし、本町の公簿等により受給資格の認定に係る事項を確認できる場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。</u></p>	<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、特別医療費受給資格証交付申請書に社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類その他の規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第11号

琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

琴浦町心身障がい者医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第124号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費の<u>申請</u>)</p> <p>第5条 前条の規定により医療費の助成を受ける者は、支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、<u>前条</u>第2項の規定により医療費の助成を受ける者は、この限りでない。</p>	<p>(医療費の<u>請求</u>)</p> <p>第5条 前条の規定により医療費の助成を受ける者は、<u>医療費請求書</u>に支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、<u>同条</u>第2項の規定により医療費の助成を受ける者は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第12号

琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 町長は、琴浦町子ども・子育て会議条例(平成25年琴浦町条例第25号)第1条に規定する琴浦町子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 町長は、琴浦町子ども・子育て会議条例(平成25年琴浦町条例第4号)第1条に規定する琴浦町子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施</p>

設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、琴浦町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)及び(2) 略

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(4) 略

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びウ

設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、琴浦町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)及び(2) 略

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(4) 略

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びウ

の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～ク 略

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～ク 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア～ク 略

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア～ク 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例の一部改正について

別紙のとおり、農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例の一部を改正する条例

農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例(平成16年琴浦町条例第158号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	備考	名称	位置	備考
略			略		
下伊勢 農機具 保管施 設	琴浦町大字金屋 字大高谷22—41 7	堆肥舎1 棟(槻下 内)	下伊勢 農機具 保管施 設	琴浦町大字金屋 字大高谷22—41 7	堆肥舎1 棟(槻下 内)
			下伊勢 共同加 工施設	琴浦町大字徳万 字中込堂297— 3、208—3	堆肥舎1 棟(浦安字 中畦内)
略			略		

附 則

この条例は、令和7年4月1日より施行する。

議案第14号

琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例
の一部を改正する条例

琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年琴浦町条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従

務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあつては6箇月以上、第2号の卒業者にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事

事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、

した経験を有する者

(6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有する者として町長が認める者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者の資格を有する者

修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては2年以上、同条第3号規定する学校の卒業者にあっては3年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者あっては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあっては3年6箇月以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあっては4年6箇月以上水道に関

第3号に規定する学校の卒業者(専門
職大学前期課程の修了者を含む。次号
において同じ。)については3年6月以
上、同条第5号に規定する学校の卒業
者については4年6月以上水道に関す
る技術上の実務に従事した経験を有す
る者

(5) 外国の学校において、第1号若し
くは第2号に規定する課程又は前号に
規定する課程に相当する課程を、それ
ぞれ当該各号に規定する学校において
修得する程度と同等以上に修得した
後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに
規定する最低経験年数以上水道に関す
る技術上の実務に従事した経験を有す
る者

(6) 略

(7) 技術士法第4条第1項の規定によ
る第2次試験のうち上下水道部門に合
格した者(選択科目として上水道及び
工業用水道を選択した者に限る。)であ
って、6月以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び
第2項の規定による土木施工管理に係
る1級の技術検定に合格した者であっ
て、1年6月以上水道に関する技術上
の実務に従事した経験を有するもの

する技術上の実務に従事した経験を有
する者

(4) 外国の学校において第2号に規定
する学科目又は前号に規定する学科目
に相当する学科目を、それぞれ当該各
号に規定する学校において修得する程
度と同等以上に修得した後、それぞれ
当該各号に規定する最低経験年数以上
水道に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者

(5) 略

(6) 5年以上水道に関する技術上の実
務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給水人口は、<u>15,456人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>7,939立方メートル</u>とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">水道事業給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">琴浦町大字</td> <td>八橋、笠見、田越、保、丸尾、徳万、逢束、浦安、下伊勢、上伊勢、中尾、槻下、金屋、下大江、杉下、森藤、光好、鋤、美好、三保、倉坂、公文、山田、大杉、福永、野田、杉地、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原</td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤碕、別所、松谷、八幡、籠津、湯坂、</td> </tr> </tbody> </table>	水道事業給水区域		琴浦町大字	八橋、笠見、田越、保、丸尾、徳万、逢束、浦安、下伊勢、上伊勢、中尾、槻下、金屋、下大江、杉下、森藤、光好、鋤、美好、三保、倉坂、公文、山田、大杉、福永、野田、杉地、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原		赤碕、別所、松谷、八幡、籠津、湯坂、	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給水人口は、<u>16,401人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>7,263立方メートル</u>とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>
水道事業給水区域							
琴浦町大字	八橋、笠見、田越、保、丸尾、徳万、逢束、浦安、下伊勢、上伊勢、中尾、槻下、金屋、下大江、杉下、森藤、光好、鋤、美好、三保、倉坂、公文、山田、大杉、福永、野田、杉地、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原						
	赤碕、別所、松谷、八幡、籠津、湯坂、						

	梅田、光、尾張、出上、勝田、西宮、佐崎、太一垣、中村、竹内、宮木、高岡、大父、山川	<p style="text-align: center;">水道事業給水区域</p> <p><u>琴浦町大字 杉地、法万、光好、鋤、美好、下大江、三保、森藤、杉下、金屋、中尾、槻下、上伊勢、下伊勢、浦安、逢束、保、丸尾、徳万、八橋、笠見、田越、公文、赤碓、別所、松谷、八幡、籠津、湯坂、梅田、光、尾張、出上、勝田、西宮、佐崎、太一垣、中村、竹内、宮木、高岡、大父、山川</u></p>
--	---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立安田地区公民館</td> <td style="text-align: center;"><u>琴浦町大字篔簹津318番地</u></td> <td style="text-align: center;">大字篔簹津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公民館運営協議会)</p> <p>第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。<u>ただし、琴浦町地域運営組織条例(令和6年琴浦町条例第3号)第6条に基づき認定された地域運営組織にその役割を兼ねさせることができる。</u></p> <p>2及び3 略</p>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立安田地区公民館	<u>琴浦町大字篔簹津318番地</u>	大字篔簹津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張	略			<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立安田地区公民館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字篔簹津437番地</td> <td style="text-align: center;">大字篔簹津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公民館運営協議会)</p> <p>第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。</p> <p>2及び3 略</p>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字篔簹津437番地	大字篔簹津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張	略		
名称	位置	対象区域																							
略																									
琴浦町立安田地区公民館	<u>琴浦町大字篔簹津318番地</u>	大字篔簹津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張																							
略																									
名称	位置	対象区域																							
略																									
琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字篔簹津437番地	大字篔簹津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張																							
略																									

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

琴浦町社会体育施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町社会体育施設条例の一部を改正する条例

琴浦町社会体育施設条例(平成16年琴浦町条例第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">施設場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立東伯武道館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字浦安119番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立安田体育館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字筧津318番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立安田運動場</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字筧津318番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立以西体育館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字宮木203番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立以西運動場</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字宮木203番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立古布庄体育館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字古長675番地</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設場所	略		琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地	琴浦町立安田体育館	琴浦町大字筧津318番地	琴浦町立安田運動場	琴浦町大字筧津318番地	琴浦町立以西体育館	琴浦町大字宮木203番地1	琴浦町立以西運動場	琴浦町大字宮木203番地1	琴浦町立古布庄体育館	琴浦町大字古長675番地	<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">施設場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立東伯武道館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字浦安119番地</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設場所	略		琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地
施設名	施設場所																						
略																							
琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地																						
琴浦町立安田体育館	琴浦町大字筧津318番地																						
琴浦町立安田運動場	琴浦町大字筧津318番地																						
琴浦町立以西体育館	琴浦町大字宮木203番地1																						
琴浦町立以西運動場	琴浦町大字宮木203番地1																						
琴浦町立古布庄体育館	琴浦町大字古長675番地																						
施設名	施設場所																						
略																							
琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地																						
別表第1(第7条関係)	別表第1(第7条関係)																						

略
琴浦町立東伯武道館
琴浦町立安田体育館
琴浦町立安田運動場
琴浦町立以西体育館
琴浦町立以西運動場
琴浦町立古布庄体育館

略
琴浦町立東伯武道館

別表第2(第9条関係)

別表第2(第9条関係)

(単位:円)

(単位:円)

施設名	利用者 区分	使用料		
		区分	施設 使用 料	照 明 使 用 料
琴浦町 赤碕 総合 運動 公園	略			
琴浦町 立赤碕 武道館	略			

施設名	利用者 区分	使用料		
		区分	施設 使用 料	照 明 使 用 料
赤碕 総合 運動 公園	略			
町立赤 碕武道 館	略			

琴浦町 立東伯 武道館		略				
琴浦町 立安田 体育館	全 面	町内	1時 間 に つき	550	照 明 料 込 み	
		町外	1時 間 に つき	1,10 0	照 明 料 込 み	
	半 面	町内	1時 間 に つき	275	照 明 料 込 み	
		町外	1時 間 に つき	550	照 明 料 込 み	
琴浦町 立安田 運動場		町内	1時 間 に つき	無料	33 0	
		町外	1時 間 に つき	440	66 0	
町立東 伯武道 館		略				

琴浦町立以西体育館	全面	町内	1時間につき	550	照明料込み
		町外	1時間につき	1,100	照明料込み
	半面	町内	1時間につき	275	照明料込み
		町外	1時間につき	550	照明料込み
琴浦町立以西運動場	町内	1時間につき	無料	330	
	町外	1時間につき	440	660	
琴浦町立	全面	町内	1時間につき	550	照明料込

古布庄体育館					み
		町外	1時間につき	1,100	照明料込み
	半面	町内	1時間につき	275	照明料込み
		町外	1時間につき	550	照明料込み

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

琴浦町土地開発基金条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町土地開発基金条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町土地開発基金条例を廃止する条例

琴浦町土地開発基金条例(平成16年琴浦町条例第82号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年5月31日から施行する。

議案第40号

建設工事委託に関する年度協定の締結について

〔令和7年度ゴリン橋架替工事協定〕

次のとおり、建設工事委託に関する年度協定を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 協 定 名 山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替 2025年度協定
- 2 協 定 内 容 既設橋梁撤去工外
- 3 工 事 場 所 琴浦町大字八橋
- 4 協定の相手方 西日本旅客鉄道株式会社
常務執行役員 中国統括本部長 佐伯 祥一
- 5 協 定 金 額 一金 96,773,000円
- 6 工 事 期 間 令和7年4月1日から令和7年12月26日まで

令和7年3月3日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第41号

建設工事請負契約の変更について

〔旧浦安地区公民館解体工事〕

令和6年9月26日付で議決を得た旧浦安地区公民館解体工事請負契約について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
3 工事完成期限 <u>令和7年5月30日</u>	3 工事完成期限 <u>令和7年3月21日</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第42号

建設工事委託協定の変更について

〔令和6年度ゴリン橋架替工事協定〕

令和6年3月22日付で議決を得た山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替2024年度協定について、次のとおり協定の変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
5 協定金額 一金 <u>293,280,000 円</u>	5 協定金額 一金 <u>354,648,000 円</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第43号

建設工事委託契約の変更について

〔令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕

令和6年6月14日付で議決を得た令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
3 工事完成期限 <u>令和8年3月19日</u>	3 工事完成期限 <u>令和7年3月31日</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第44号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1 財産の内容

区分	所在	地目	地積（㎡）
土地	琴浦町大字徳万字上内畑518番1	宅地	67.25
土地	琴浦町大字徳万字上内畑520番	宅地	32.03

区分	所在	種類及び構造	面積（㎡）
建物 （徳万児童館）	琴浦町大字徳万字上内畑518番地1、519番地3、520番地	木造かわらぶき平家建	90.45

2 相手方

(1) 住所 琴浦町大字徳万282番地1

(2) 氏名 徳万区 区長 松田 俊慈

3 理由

上記財産は、八橋尋常小学校として使用され、現在の八橋小学校に移転後は徳万区が児童館として適切な管理を行っている。また、徳万区は平成28年1月11日に認可地縁団体として認可済みである。

自治活動の一層の活性化を図るため、児童館及び児童館用地を無償で譲渡するものである。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第45号

債権の放棄（琴浦町住宅新築資金等貸付金）について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 住宅新築資金等貸付金
- 2 金 額 1,628,649円
- 3 債 務 者 琴浦町在住
- 4 債権放棄理由 別表のとおり

令和7年3月3日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

別表

番号	債務者	金額	債権放棄理由
1	琴浦町在住 住宅新築資金 昭和56年1 0月19日付 貸付契約 宅地取得資金 昭和56年2 月9日付貸付 契約	1, 6 2 8, 6 4 9 円	債務者は高齢で、収入は生活を維持できる年金収入のみであり、差押え可能な財産はない。保証人は既に死亡しており、回収できない。

議案第46号

債権の放棄(町営住宅使用料)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 町営住宅使用料
- 2 金 額 983,000円
- 3 債 務 者 別表のとおり
- 4 債権放棄理由 別表のとおり

令和7年3月3日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

別表

番号	債務者	金額	債権放棄理由
1	町営住宅いなり第 3団地 平成4年5月1日 付入居契約	954,800円	債務者は既に死亡している。 その法定相続人や連帯保証人 は、死亡又は相続放棄等で不 存在である。
2	町営住宅八幡第2 団地 平成23年5月3 1日入居契約	28,200円	債務者は生活保護受給者であ り、本債務の支払能力が無い。 連帯保証人の一人は死亡して いる。 連帯保証人のもう一人は、高 齢で収入は生活を維持できる 年金収入のみであり、本債務 の支払能力は無い。

議案第47号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地
 - (2) 団体名 鳥取中央農業協同組合
 - (3) 代表者 代表理事組合長 上 本 武
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第48号

町道路線の延長の変更について

次のとおり、町道路線の延長を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	旧新別	路線名	変更の区間		幅員 (m)	延長 (m)
			(上段) 起点	(下段) 終点		
東 198	旧	八橋以西線	琴浦町大字八橋字仲町南側 1762-8 地先	琴浦町大字八橋字宮ノ谷 2829 地先	2.3～ 28.8	2646.2
	新	八橋以西線	琴浦町大字八橋字仲町南側 1762-8 地先	琴浦町大字八橋字龍ヶ谷口 3052 地先	2.3～ 28.8	2953.8

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志